

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告
下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第
245条第4項の規定により、公告します。

令和8年7月30日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和8年第51号
対象土地	大阪市城東区野江一丁目33番1
	同所 32番2
手續番号	令和8年第52号
対象土地	大阪市城東区野江一丁目33番1
	同所 33番4
手續番号	令和8年第53号
対象土地	大阪市城東区野江一丁目33番1
	同所 33番3